

徳島県情報公開審査会答申第189号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成29年4月19日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し「評第3007号に関する検査指摘事項に基づく指導文書及び伺い書類」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年4月26日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「当該公文書を作成しておらず、文書が存在しない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年4月28日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

平成29年6月20日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

公文書・評価検査書の中で、指摘・指導要綱・回答があり、その資料が指導監督する課に、無いとは可笑しく全て公開すべきである。これら隠す行為は、正に、「枉法行為」其のものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び当審査会における口頭理由説明によると、本件処分理由は、概ね次のとおりである。

評価検査課が平成27年度と平成28年度に〇〇川下流域の漁業団体に行った検査指摘に対して、被検査団体は評価検査課に検査回答書を提出しており、この回答書には指摘事項に対する見解・措置方針等が記載されている。

本件公文書は、これらの検査指摘と措置方針等を受け、水産振興課が被検査団体に交付した指導文書と課内の伺い書類（復命書）と判断した。

平成27年度及び平成28年度の被検査団体に対する指摘内容については、いずれも軽微なものであった。

平成28年度の被検査団体への検査指摘については、水産振興課では、被検査団体に対する指導及び指摘事項の改善状況の確認については、検査の翌年度中に行うことと課内で取り決めているため、本件請求を受けた時点では指導は行っていない。

平成27年度の被検査団体への検査指摘については、組合の運営等に影響を与えないかなり軽微な指摘内容であったことから、文書による指導までは行っておらず、現地に出向いてまで改善状況の確認もしていない。なお、水産振興課は、全ての被検査団体に対し指導を行うわけではなく、被検査団体が受けた指摘内容が軽微な内容である場合には、指導を行わないこともある。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求にある「評第3007号」とは、「平成29年4月13日付け評第3007号公文書部分公開決定処分」のことであり、当審査会が確認したところ、その内容は、検査部局である評価検査課が、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第123条第4項の規定に基づいて実施した検査の終了後に、平成27年度に〇〇川漁業協同組合（以下「本件団体1」という。）に、平成28年度に〇〇川中央漁業協同組合及び〇〇川漁業協同組合連合会（以下「本件団体2」という）に対し実施した検査に関するものであり、評価検査課は、検査終了後に、被検査団体に対して、改善すべき点を記載した検査書を交付し、被検査団体からは、検査指摘事項に対する措置方針等を記載した検査回答書の提出を受けていた。また、評価検査課は、指導する部局である水産振興課に対し、検査書及び検査回答書の写しを提出していることも確認できた。

以上のことから、本件請求に係る公文書は、当該検査結果を受けて、水産振興課が作成した指導文書及び検査指摘事項の改善状況を確認したことの復命書であると解される。

2 本件処分の妥当性について

実施機関の説明によると、本件団体1については、指摘内容が組合の運営等に影響しない軽微なものであったため、文書による指導までは行っておらず、現地に出向いてまで改善状況の確認も行っていないとのことであり、本件団体2については、水産振興課では指導及び改善状況の確認は検査のあった年度の翌年度中に行うこととしているため、本件請求があった時点では指導も改善状況の確認も行っていないとのことである。

本件団体1については、組合の運営に影響を与えない軽微な指摘事項についてまで、文書指導や改善状況の確認を行わなかったとしても妥当性を欠くとまでは認められず、また、それを義務づける根拠規定も見当たらない。

本件団体2については、平成28年度に検査を受けているが、水産振興課では、検査のあった翌年度中に指導や改善状況の確認を行うこととしていることから、本件請求があった平成29年4月19日時点では、文書指導や改善状況の確認を行っていないとしても妥当性を欠くとまでは認められない。

したがって、本件団体1及び本件団体2について、水産振興課は文書指導も改善状況の確認も行っていないとする実施機関の説明に不合理な点はない。

よって、本件請求に係る公文書について保有しておらず、不存在であることを理由として、実施機関が行った本件処分は、妥当であると認められる。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 6月20日	諮問
平成31年 1月10日	審議（第159回審査会）
2月19日	実施機関からの口頭理由説明，審議（第160回審査会）
3月20日	実施機関からの口頭理由説明，審議（第161回審査会）

4月25日 | 審議（第162回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

（五十音順）

氏名	職業等	備考
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	
益田 歩美	弁護士	
松尾 泰三	弁護士	会長職務代理者
真鍋 恵美子	公認会計士，税理士	